平成２４年（フ）第１６号
新潟市北区島見町1100番地３
債務者　下竹原美智（旧姓安彦）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１４号
名古屋市中村区中村町５丁目32番地の３
債務者　山田　博和
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６４号
愛知県あま市森６丁目10番地11　プレジールサクラ201号
債務者　お好み焼き純こと　水谷ヨシエ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅８棟401号
債務者　田村　弘美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５４号
愛知県豊田市岩倉町平古９番地
債務者　鶴見こと　靏見　研次
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８６０号
堺市北区新金岡町３丁５番10―208号
債務者　東　　朱美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２６号
堺市堺区遠里小野町１丁３番７号　コトブキハイム103号、前住所堺市美原区南余部104番地９
債務者　宮前　みさ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
大阪府羽曳野市誉田１丁目２番18号
債務者　大谷　昌弘
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
堺市堺区新在家町西１丁１番10―1301号
債務者　織野　和代（旧姓岡島）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―813号
債務者　落合　純子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
大阪府河内長野市美加の台１丁目17番82―206号
債務者　アートエンブマエデこと　前出　光次
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
堺市中区土師町１丁13番８―302号、前住所大阪府泉南市新家4431番地　バリュージュ新家Ｃ201
債務者　松田　慶子（旧姓流田）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
堺市堺区神石市之町８番５号
債務者　東野ゆかり
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県小野市三和町1299番地の２
債務者　宇崎　澄代
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１６号
兵庫県小野市神明町692番地　フェリスカーザ202号室
債務者　丹羽　泰雄
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県小野市神明町692番地　フェリスカーザ202号室
債務者　丹羽　暁美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２７７号
岡山県倉敷市平田602番地７
債務者　土師　準平
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係